

2020年4月7日

お取引様各位

弊社従業員の短時間勤務 期間延長及び在宅勤務実施のご連絡
(新型コロナウイルス感染防止対策)

河野エレクトロニクス株式会社

河野エレクトロニクス株式会社では、新型コロナウイルスに対する政府発表の基本方針並びに緊急事態宣言発令を控えていることを踏まえ、弊社従業員およびお取引先の皆様等の健康面に配慮し、3月12日～5月6日の間(状況により延長の可能性あり)、全社員を対象に短時間勤務ならびに緊急事態宣言発令地域に勤務する社員の在宅勤務対応を実施いたします。

今回の措置により、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1)実施期間

3月12日(木)から5月6日(水)までの期間

※状況により延長の可能性があります

(2)内容

- ・通勤ラッシュを避けるため10時～16時30分の時短勤務とする
- ・業務の必要上、上記時間以外に勤務する場合は、事前に上司の承認を得た上で勤務する
- ・大阪本社、姫路支店、九州支店、新横浜オフィス及び川越オフィス勤務者は原則在宅勤務とする
- ・在宅勤務対象拠点の外線電話は、おかげいただきても応対できかねるため、ご連絡の際は担当の携帯電話またはメール宛にご連絡ください
- ・商品本部（寝屋川）及び関東物流（丸紅ロジスティクス柏西倉庫）は引き続き操業し、商品の出荷は極力影響のないよう努めますが、万一、納期に影響が及ぶ場合はお客様と連携して事象に応じて最適な対応策を決定してまいります

以上